

我が国の領土及び領海・排他的経済水域を断固として  
守り抜くための体制の強化を求める意見書

近年、我が国の周辺海域を巡る情勢は、尖閣諸島周辺で繰り返される中華人民共和国公船の領海侵入・大型化・武装化の増強、我が国の事前同意を得ない外国海洋調査船による調査活動、大和堆周辺における違法操業など、緊迫した情勢が続いている。

特に中華人民共和国公船は、我が国の主権を侵害する明確な意図を持って領海に侵入し、力による現状変更を試みていることは、我が国として全く容認することはできない。

さらに、明らかに国際法違反となる武器使用規定を明文化した中華人民共和国の国内法「海警法」が先月から施行され、尖閣周辺を警備する海上保安庁の巡視船や日本漁船に対する武器使用の可能性が指摘されており、その対応が早急に必要となっている。

よって国会及び政府においては、我が国の領土及び領海・排他的経済水域を断固として守りぬくため、国際社会と連携・協力した取組みを強化することはもとより、あらゆる事態に即応できるよう、海上保安庁と自衛隊との連携を強化する新法の制定をはじめ、我が国の主権と安全を守る体制を一層強化されるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 3 月 22 日

衆議院議長 様ほか

魚津市議会